

## 享栄学園グループ役員会規程

平成 26 年 4 月 1 日  
制 定

(目的)

- 第 1 条** この規程は、学校法人享栄学園の分離に伴い設立した学校法人享栄学園、学校法人愛知享栄学園及び学校法人鈴鹿享栄学園（以下「享栄学園グループ」という。）による享栄学園グループ役員会（以下「役員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 役員会は、享栄学園グループ全ての学校及び園が永続的に存続し、創始者の建学の精神や教育理念を受け継ぎ、享栄学園グループの一員として互いに協力することを目的とする。
- 3 役員会は、前項に掲げる目的を達成するため、享栄学園グループ相互協力関係の構築などについて情報交換を行う。

(享栄学園グループの構成)

- 第 2 条** 享栄学園グループの構成は、次のとおりとする。

- (1) 学校法人享栄学園
- (2) 学校法人愛知享栄学園
- (3) 学校法人鈴鹿享栄学園

(役員会組織)

- 第 3 条** 役員会は、享栄学園グループ各法人の理事長、理事 1 名及び監事 1 名をもって構成する。
- 2 前項理事長のうち 1 名を会長とし、役員会総数の 3 分の 2 以上の議決により選任する。
- 3 前項により選出された会長の職務を代行又は補佐することを目的として、副会長を置くことができる。この場合、その選任は会長の指名によるものとする。
- 4 会長は、必要に応じて職員及び外部有識者を出席させ、意見を聴くことができる。

(招集)

- 第 4 条** 会長は、役員会を招集し、議長となる。
- 2 会長は、役員会を開催し、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。
- 3 会長に事故のある場合は、出席役員の間選により議長を決定する。

(情報交換事項)

**第5条** 役員会は、次の事項について情報交換を行う。

- (1) 享栄学園グループ各学園の経営方針
- (2) 予算決算に関する事項
- (3) 享栄学園グループの相互協力事項
- (4) グループウェア、管理システム等に関する事項
- (5) その他

(開催)

**第6条** 役員会は、原則として年3回(6月、12月、3月)開催する。

- 2 各開催日に、次回開催日時、場所を決定する。
- 3 会議の招集事務は、会長の所属する法人事務を所管する部署(以下「役員会事務担当」という。)が行う。

(会議録の作成)

**第7条** 役員会の会議録を作成し、保管する。

- 2 前項の事務は、役員会事務担当が行う。

(役員会経費)

**第8条** 役員会に係る経費は、学校法人享栄学園、学校法人愛知享栄学園及び学校法人鈴鹿享栄学園がこれを等しく分担する。

(グループ役員報酬等)

**第9条** グループ役員報酬及び旅費については、各法人の役員報酬規程に拠るものとする。

(事務の所管)

**第10条** 役員会に関する事務は、役員会事務担当が所管する。

(改廃)

**第11条** この規程の改廃は、役員会が行う。

#### 附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。